

# 政治家の寄附は禁止 有権者が求めることも 禁止されています

この時期は、お中元や地域のお祭りなど何かと贈り物をする機会が多くなりますが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは法律で禁止されています。

特に、下記の①～⑤の項目に違反して処罰されると、公民権が停止され、選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加などが禁止されます。ルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



## 三ない運動

寄附を  
政治家は  
贈らない!

寄附を  
有権者は  
求めない!

寄附を  
政治家から  
受け取らない!

政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のかからない選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう。

### 政治家の寄附禁止の対象例

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。



## 禁止項目

- ①政治家の寄附の禁止
- ②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
- ③政治家の関係団体の寄附の禁止
- ④政治家の後援団体の寄附の禁止
- ⑤あいさつを目的とする有料広告の禁止
- ⑥暑中見舞などのあいさつ状の禁止

総務省  
なるほど！選挙「寄附の禁止」

総務省 寄附の禁止

### ■問い合わせ

市選挙管理委員会事務局（総務課内）

（内線333）